## バリアフリー法の枠組み、ガイドラインについて

	交通バリアフリー法関係	新バリアフリー法関係
1. 法律	〇高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (平成12年法律第68号)	〇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進 に関する法律 (平成18年法律第91号)
内容	・一般乗合旅客自動車運送事業者(臨時運行等 を除く。)が新たに導入する車両については、移 動円滑化基準に適合しなければならない。	(追加) ・一般乗用自動車運送事業者が新たに福祉タクシーを導入する場合には、移動円滑化基準に適合しなければならない。
2. 省令	〇移動円滑化のために必要な旅客施設及び車 両等の構造及び設備に関する基準 (平成12年省令第10号)	〇移動等円滑化のために必要な旅客施設又は 車両等の構造及び設備に関する基準 (平成18年省令第111号)
内容	○一般乗合旅客自動車運送事業者(臨時運行 等を除く。)が新たに導入する車両について、以 下の項目に係る基準を設定 ・乗降口 ・床面 ・車いすスペース ・通路 ・運行情報提供設備	(追加) 〇一般乗合旅客自動車運送事業者(定期定路線に限る。)が新たに導入する車両について、新たに以下の項目に係る基準が追加・車いすスペースにおける手すり、車いすスペースの表示・聴覚障害者が文字による意思疎通を図るための設備の設置、当該設備の保有表示
· ·		
3. 基本方針	○移動円滑化の促進に関する基本方針 (平成12年告示第1号)	○移動等円滑化の促進に関する基本方針(平成 18年告示第1号)
		<ul> <li>○バス車両</li> <li>①低床車両バス(ノンステップバス、ワンステップバス)</li> <li>・平成27年までに原則として約6万台の総車両数全て</li> <li>②ノンステップバス</li> <li>・平成22年までに、バス総車両数の約30%</li> <li>○福祉タクシー車両</li> <li>・平成22年までに、約18,000台</li> </ul>
4. ガイドライン	〇次世代普及型ノンステップバスの標準仕様の 策定(平成15年) 〇バリアフリー化タクシー車両等の開発及び標 準仕様の策定(平成15年)	〇公共交通機関の車両等に関する移動等円滑 化整備ガイドライン(平成19年)
内容	○ノンステップバス ・製造コストの低減、利便性向上や安全性確保により一層配慮したノンステップバスを開発・普及すべく、標準仕様を策定 ○バリアフリー化タクシー ・高齢者及び障害者が利用しやすいバリアフリー化タクシーの開発を促進すべく、既存車両をベースに試作を行い、標準仕様を策定	左記の標準仕様をベースに、以下の車両についてガイドラインを策定 〇都市内路線バス 〇都市間路線バス